

営業時間短縮要請協力金の**申請手続き**について

「まん延防止等重点措置」区域指定に伴う時短営業要請の期間が『**延長**』されました。

第1期（延長前）⇒ **令和4年1月25日(火)～2月13日(日)**まで

※協力金の支給対象は1月28日からで、1月25・26・27日から継続して協力した場合はその期間を加算。

第2期（延長後）⇒ **令和4年2月14日(月)～3月6日(日)**まで延長（予定）。

## 対象施設

食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店

※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

## 要請の内容

○午後8時以降の店舗内での飲食の提供を行わない。

○酒類の提供は終日行わない。

## 協力金の額

1店舗1日あたり 30,000円～100,000円（店舗によって異なります）

## 申請受付期間

第1期分 ⇒ 令和4年2月14日（月）～3月11日（金）

第2期分 ⇒ 令和4年2月28日（月）～3月25日（金）※予定(変更になる場合があります。)

## 申請に必要なもの

## 【第1期分の申請に必要なもの】

- ① 支給申請書兼請求書[様式1]と誓約書[様式2]
- ② 対象期間に時間短縮営業を行ったことが確認できるもの  
(例：お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー)
- ③ 前年または前々年の1月と2月の両月の売上がわかるもの（例：帳簿など）
- ④ 申請書兼請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーなど  
※銀行名・支店名・預金種別・口座番号・名義（カタカナ部分）がわかるように。
- ⑤ 営業の実態が確認できる書類（直近1期分の確定申告書の写しなど）
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- ⑦ お店の外観写真（店舗名がわかるように）と内観写真（飲食スペースがわかるように）
- ⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策シート

※【第2期分の申請に必要なもの】につきましては、決まり次第お知らせいたします。

## 申請方法

門川町役場まちづくり推進課へ、郵送または直接窓口へご提出ください。

## 申請先/お問合せ

〒889-0696 門川町平城東1-1 門川町役場まちづくり推進課商工観光係 ☎0982-63-1140